

## 第 12 節 第三者割当増資時のコンプライアンスについて

平成 15 年 2 月 21 日（金）に、「金融再生プログラム」（14 年 10 月）及び「作業工程表」（同 11 月）を受け、第三者割当増資時のコンプライアンスについて銀行監督上の事務処理手続きを定めた事務ガイドラインを整備・公表したところである。（資料 10 - 12 - 1 参照）

第三者割当増資については、

商法の「資本充実の原則」の遵守、  
独占禁止法の「優越的な地位の濫用」等不公正な取引の防止、  
適正なディスクロージャーの確保、  
預金との誤認防止のための適切な説明

といった点に係る法令等遵守態勢（コンプライアンス）の確立について、健全性や誠実さ等の観点から、特に十分な経営努力が払われる必要がある。

また、増資は恒常的に行われるものではないことから、こうした増資時のコンプライアンスについては、増資の都度構築・徹底される必要がある。

こうした点を踏まえ、今般の事務ガイドラインの整備に当たり、当局としては、増資を行おうとする銀行に対し、経営の責任において、法令等遵守に係る内部管理態勢の確立、適正な増資の遂行、遵守状況の事後的な点検等を行うよう求めることとし、そのための監督上の着眼点と事務フローを明確にしたところである。